

マイナ保険証について

健康保険証の新規発行終了に向けての準備状況

マイナ保険証とは？

マイナンバーカードに健康保険証として利用できる
よう情報を登録したもの

事前に手続きが必要

マイナンバーカードを申請⇒マイナンバーカードに健康保険証の情報を登録

マイナ保険証を利用すると？

- ①データに基づく、より良い医療が受けられる
- ②手続きなしで高額療養費の限度額を超える支払が免除される（限度額適用認定証等の事前申請・交付が不要）

新規の健康保険証（紙の保険証）発行が終了します

令和6年12月2日より

昨年度第1回国保運営協議会でもご案内したとおり、令和3年度より準備をすすめてきたマイナ保険証利用が本格的にはじまります。

健康保険証の廃止を定めるマイナンバー法等の一部改正法の施行期日を令和6年12月2日とする施行期日政令が交付され、マイナ保険証利用を基本とする仕組みに移行



但し、令和6年12月2日時点で有効な健康保険証は、最大1年間有効とする経過措置が設けられている

【国民健康保険証・後期高齢者医療保険証】

有効期限：令和7年7月31日まで利用可（令和7年12月1日までではないので注意）

高齢者受給者証発行対象者（70歳到達）や後期高齢者医療保険への移行（75歳到達）予定の方は有効期限が短い場合があります。
また、保険証の紛失等による再発行も12月2日以降はできません。

保険証の有効期限がすぎたら？

マイナ保険証を持っている人

令和6年8月現在の情報です。

原則マイナ保険証を利用して医療機関を受診します。

・高齢者受給者証等に該当される方には、保険証に代わり医療機関で資格が確認できる文書「資格情報のお知らせ」を交付します。

マイナ保険証に添えて医療機関へご提示ください。

・マイナ保険証での受診が困難な人には申請により「資格確認書」を発行します

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。
なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サトウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。

- マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら -



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます(スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ			
令和〇年〇月〇日発行			
(交付者名)			
(保険者番号)			
記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
負担割合	〇割 (70 歳以上のみ記載)		
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です			

「資格情報のお知らせ」 イメージ画像

マイナ保険証を持っていない人

保険証に代わり「資格確認書」を発行します（申請不要）

・医療機関へ「資格確認書」を提示することで診療を受けることができます

限度額適用認定証等

従前どおり紙の証を発行します。保険税に未納があると発行ができなくなることもあるので注意が必要です。（マイナ保険証でも同様）

別添13 様式例：任意記載事項あり（カード型）

（表 面）

〇〇都道府県

有効期限 年 月 日

国民健康保険

資格確認書

記号

番号 (枝番)

氏名

性別

生 年 月 日

年 月 日

適用開始年月日

年 月 日

交付年月日

年 月 日

負担割合・発効期日

年 月 日

限度区分・発効期日

年 月 日

長期入院該当日

年 月 日

特定疾病区分・発効期日

年 月 日

印

世帯主氏名

保険者番号

--	--	--	--	--

交付者名

印

「資格確認書」イメージ画像

マイナ保険証登録状況

マイナンバーカード取得者 (取手市全体)	81,150人 / 76.5%
マイナ保険証登録者 (国民健康保険加入者)	12,540人 / 58.0%
マイナ保険証利用率 (国民健康保険加入者)	13.7%

R6.5月時点

マイナンバーカードの健康保険証
利用対応医療機関・薬局

- 国内： 209,464
- 茨城県内： 3,988
- 取手市内： 139 R6.8.4時点

今年度の制度周知状況と今後の予定

- R6.5月 市ホームページで保険証一斉更新について周知
- R6.7月 7/1号広報とりでに保険証一斉更新について掲載
(保険証の有効期限がR7.7.31までであること、マイナンバーカードを持たない人には「資格確認書」を交付と案内)
7/5保険証一斉更新 (制度改正について記載した添書同封)
7/8 限度額適用認定証等の更新申請者に窓口でマイナ保険証について周知
- R6.9月 9月議会に市国民健康保険条例改正について上程 (条例施行規則も12月までに改正)
- R6.11月 11月もしくは12月の広報とりでに再度12月2日以降、現行の保険証が廃止になることについて周知